

精華町下水道排水設備指定工事業者 新規申請の案内

「新規指定」を受けるための手続き及び必要書類等は、以下のとおりです。

| 提出書類 | 添付書類 |
|--|---|
| <p>◆排水設備指定工事業者申請に係る提出書類チェック表</p> <p>◆別記様式第1号 精華町下水道排水設備指定工事業者指定申請書</p> <p>◆別記様式第1号の2 誓約書</p> <p>◆別記様式第1号の3 営業所の平面図及び付近見取図</p> <p>◆別記様式第2号 専属責任技術者名簿</p> <p>◆機械器具調書</p> | <p>【個人事業者の場合】</p> <p>①代表者が破産手続開始の決定を受けて複権を得ない者でないことを証明する書類</p> <p>②代表者の住民票記載事項証明書 (発行日から3ヶ月以内)</p> <p>③代表者の経歴書</p> <p>【法人事業者の場合】</p> <p>①登記事項証明書及び定款の写し</p> <p>②代表者が破産手続開始の決定を受けて複権を得ない者でないことを証明する書類</p> <p>③代表者の住民票記載事項証明書 (発行日から3ヶ月以内)</p> <p>④代表者の経歴書</p> <p>※営業所が借家の場合は、賃貸借契約書の写し</p> |
| <p>登録手数料 15,000円 (随時登録による月割りはいたしませんのでご了承ください。)</p> | |
| <p>【指定の基準】</p> <p>次の各号の要件に適合していると認められること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 責任技術者が1名以上専属していること。 2. 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。 3. 京都府内に営業所があること。 4. 次のいずれにも該当しないこと。 <ul style="list-style-type: none"> イ 工事業者(法人にあつては代表者)が破産手続開始の決定を受けて複権を得ない者である場合 ロ 工事業者(法人にあつては代表者)が精神の機能の障害により排水設備の工事を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行う事ができない者である場合 ハ 工事業者(法人にあつては代表者)が第14条の規定により責任技術者としての登録の取り消しを決定され協会の登録を取り消されてから2年を経過していない場合 ニ 指定業者が、第10条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合 ホ 指定業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合 ハ 法人であつて、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者がある場合 | |
| <p>《受 付》</p> | <p>平日：8時30分～17時00分まで(12時00分～13時00分は除く) 但し、土曜日・日曜日・祝日及び年末年始は除きます。〔郵送不可〕</p> |
| <p>《問い合わせ》</p> | <p>精華町上下水道部 上下水道課 施設管理係 電話0774(95)1912 〒619-0241 京都府相楽郡精華町大字祝園小字門田14-1</p> |